

瀬戸市職員の育児休業に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年3月31日

瀬戸市長 伊藤保徳

瀬戸市規則第2号

瀬戸市職員の育児休業に関する規則の一部を改正する規則

瀬戸市職員の育児休業に関する規則（平成4年瀬戸市規則第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改正後 | 改正前 |
|--|------------------------------|
| 目次 | 目次 |
| 第1章 総則（第1条・第2条） | 第1章 総則（第1条・第2条） |
| 第2章 育児休業（第3条—第9条） | 第2章 育児休業（第3条—第9条） |
| 第3章 育児短時間勤務（第10条—第14条） | 第3章 育児短時間勤務（第10条—第14条） |
| 第4章 部分休業（ <u>第14条の2</u> —第17条） | 第4章 部分休業（ <u>第15条</u> —第17条） |
| 附則 | 附則 |
| <u>（育児休業条例第2条第3号ア（ウ）の規則で定める非常勤職員）</u> | |
| 第3条 <u>育児休業条例第2条第3号ア（ウ）の市長が規則で定める非常勤職員は、1週間の勤務日が3日以上とされている非常勤職員又は週以外の期間によって勤務日が定められている非常勤職員で1年間の勤務日が121日以上である非常勤職員とする。</u> | 第3条 <u>削除</u> |
| <u>（育児休業条例第2条の3第3号イの規則で定める場合）</u> | |
| 第3条の2 <u>育児休業条例第2条の3第3号イの市長が規則で定める場合は、次に掲げる場合と</u> | |

する。

(1) 育児休業条例第2条の3第3号イに規定する当該子について、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条第1項に規定する保育所若しくは就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園における保育又は児童福祉法第24条第2項に規定する家庭的保育事業等による保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当該子の1歳到達日後の期間について、当面その実施が行われない場合

(2) 常態として育児休業条例第2条の3第3号イに規定する当該子を養育している当該子の親である配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）であって当該子の1歳到達日後の期間について常態として当該子を養育する予定であったものが次のいずれかに該当した場合

ア 死亡した場合

イ 負傷、疾病又は身体上若しくは精神上的の障害により当該子を養育することが困難な状態になった場合

ウ 常態として当該子を養育している当該子の親である配偶者が当該子と同居しないこととなった場合

エ 6週間（多胎妊娠の場合にあつては、14週間）以内に出産する予定である場合又は産後8週間を経過しない場合

（育児休業の承認の請求手続）

第4条 育児休業の承認の請求は、育児休業承認請求書により、育児休業を始めようとする日の1月（育児休業条例第2条の3第3号に掲げる場合にあつては、2週間）前までに行うものと

（育児休業の承認の請求手続）

第4条 育児休業の承認の請求は、育児休業承認請求書により、育児休業を始めようとする日の1月前までに行うものとする。

| | |
|--|---|
| <p>する。</p> <p>2 任命権者は、育児休業の承認の請求について、その事由を確認する必要があると認めるときは、当該請求をした職員に対して、証明書類の提出を求めることができる。<u>ただし、非常勤職員が育児休業条例第3条第7号に掲げる事情に該当して育児休業の承認を請求した場合は、この限りでない。</u></p> <p>3 <省略> (育児休業の期間の延長の請求手続)</p> <p>第5条 前条第1項及び第2項本文の規定は、育児休業の期間の延長の請求について準用する。</p> <p>第4章 <省略> <u>(育児休業条例第15条第2号イの規則で定める非常勤職員)</u></p> <p><u>第14条の2 育児休業条例第15条第2号イの市長が規則で定める非常勤職員は、第3条に掲げる非常勤職員であって、1日につき定められた勤務時間が6時間15分以上である勤務日があるものとする。</u></p> | <p>2 任命権者は、育児休業の承認の請求について、その事由を確認する必要があると認めるときは、当該請求をした職員に対して、証明書類の提出を求めることができる。</p> <p>3 <省略> (育児休業の期間の延長の請求手続)</p> <p>第5条 前条の規定は、育児休業の期間の延長の請求について準用する。</p> <p>第4章 <省略></p> |
|--|---|

附 則

この規則は、公布の日から施行する。